

令和8年度熊本港気象海象観測システム点検業務

特記仕様書

令和8年8月

国土交通省九州地方整備局
熊本港湾・空港整備事務所

1. 業務概要

本業務は、令和8年熊本地震により故障した気象海象観測システムの簡易点検および動作確認を行うものである。

2. 履行期間

契約締結日から令和8年11月30日までとする。

なお、履行期間中における土曜日、日曜日、祝日は休日として設定している。

3. 履行場所

監視局：熊本港湾・空港整備事務所（観測室）

観測局：熊本港検潮所

4. 業務内容

工 種 名 称	業 務 内 容	単 位	数 量	備 考
熊本港気象海象観測システム点検	簡易点検および動作確認	式	1	

5. 業務仕様

5-1 総 則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省港湾局 令和8年3月）の定めによるものとする。

5-2 簡易点検および動作確認

簡易点検および動作確認は、熊本港湾・空港整備事務所（観測室）と観測局に設置されている気象海象観測システムを対象に実施する。点検結果については、対応処置・修理に必要な費用等を取りまとめ報告するものとする。

なお、観測局に設置されているデジタル式フース型検潮器については、架台が転倒して機器が損傷しているため、持ち帰り工場での検査を実施するものとする。

6. 検 査

本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

7. その他

7-1 履行にあたっては、既存構造物に損傷を与えないよう十分留意しなければならない。なお、既存構造物に損傷を与えた場合は、受注者の責任において原型復旧を行うものとする。

7-2 本業務において現場条件により変更が生じた場合は、当局係員と別途協議するものとする。

7-3 本業務において必要な交通船の費用は、受注者にて負担するものとする。